

# 福祉有償運送運転者講習を受ける人

## 1. この講習を受けなければいけない人

- ① 福祉有償運送の運転者をしようとする人
- ② 「指定訪問介護事業所」や「指定訪問介護事業所を併設する住宅型有料老人ホーム」で、要介護利用者の通院送迎をしようとする介護福祉士・訪問介護員
- ③ 「指定障害福祉サービス事業所」で、自動車を使用して通院等介助や移動支援をしようとする居宅介護従業者（障害者ヘルパー）・介護福祉士・訪問介護員

福祉有償運送または、ヘルパー等による有償運送の運転をしようとする者（職員・ボランティア）は原則として『自動車運転二種免許』を所持していなければいけません。所持していない人は、認定講習を受講することで有償運送車両の運転をすることができます。

## 2. 必要な認定講習

- ① 福祉有償運送運転者講習
- ② セダン等運転者講習

まず、福祉有償運送運転者講習を受講します。修了すると『福祉自動車を運転して行う有償運送の運転者の資格』ができます。

福祉自動車だけではなく、普通の自動車（軽自動車も含む）も運転して有償運送を行う場合は、福祉有償運送運転者講習を受講した後にセダン等運転者講習も受講しなければなりません。

介護福祉士・訪問介護員（基礎研修・初任者研修・実務者研修修了者も含む）・居宅介護従業者のいずれかの資格がある人は、セダン等運転者講習は免除できます。

福祉自動車を使用しない訪問介護事業者などでは、『介護資格がある職員が運転し、しかも福祉自動車は使用しないので講習受講は不要』と判断している所がありますが、それは違います。福祉自動車を運転しなくても福祉有償運送運転者講習は受講修了しなければなりません。

# 福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習 カリキュラム

(平成 18 年 9 月 29 日 国土交通省通達 国自旅第 186 号)

## [福祉有償運送運転者講習]

1. 関係法令に関する講義 (座学 50 分)
2. 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (座学 50 分)
3. 運転方法に関する講義 (座学 50 分)
4. 障害の知識及び利用者理解に関する講義 (座学 50 分)
5. 基礎的な接客技術及び介助技術に関する講義 (座学と演習 合計 120 分)
6. 福祉自動車の特性に関する講義 (座学と演習 合計 60 分)
7. 福祉自動車の運転方法に関する演習 (20 分/1 名)

## [セダン等運転者講習]

1. 福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義 (50 分) 及び演習 (20 分/1 名)

# ご注意を!

平成20年10月1日以後、「運転者の要件を満たしていない者」に有償運送の運転をさせた事業所に対しては次の指導がなされます(平成20年9月30日国自旅第231号通達)。すみやかに運転者の要件を満たすようにしてください。

## 78条許可の場合 (4条または43条許可事業所のぶら下がり許可車両運転者)

### (1) 呼び出し指導



認定講習の修了状況の確認や外部からの情報提供などにより、道路運送法第78条第3号の許可を受けた訪問介護員等が「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて」(平成18年9月25日付け国自旅第169号)Ⅱ.3.(3)②に規定する運転者の要件を満たさないで運転しているおそれがあると認められる場合は、当該者と契約している旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)を運輸支局等に呼び出し、事実関係を確認の上、必要な指導を行う。

### (2) 勧告書の発出



呼出指導の結果、運転者の要件を満たしていない訪問介護員等が運転していると認められる場合は、事業者に対して、速やかに運転者の要件を満たすよう勧告書を発出するとともに、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

### (3) 呼び出し監査



(2)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、呼び出し監査の対象とするものとする。

### (4) 勧告書の発出(2回目)

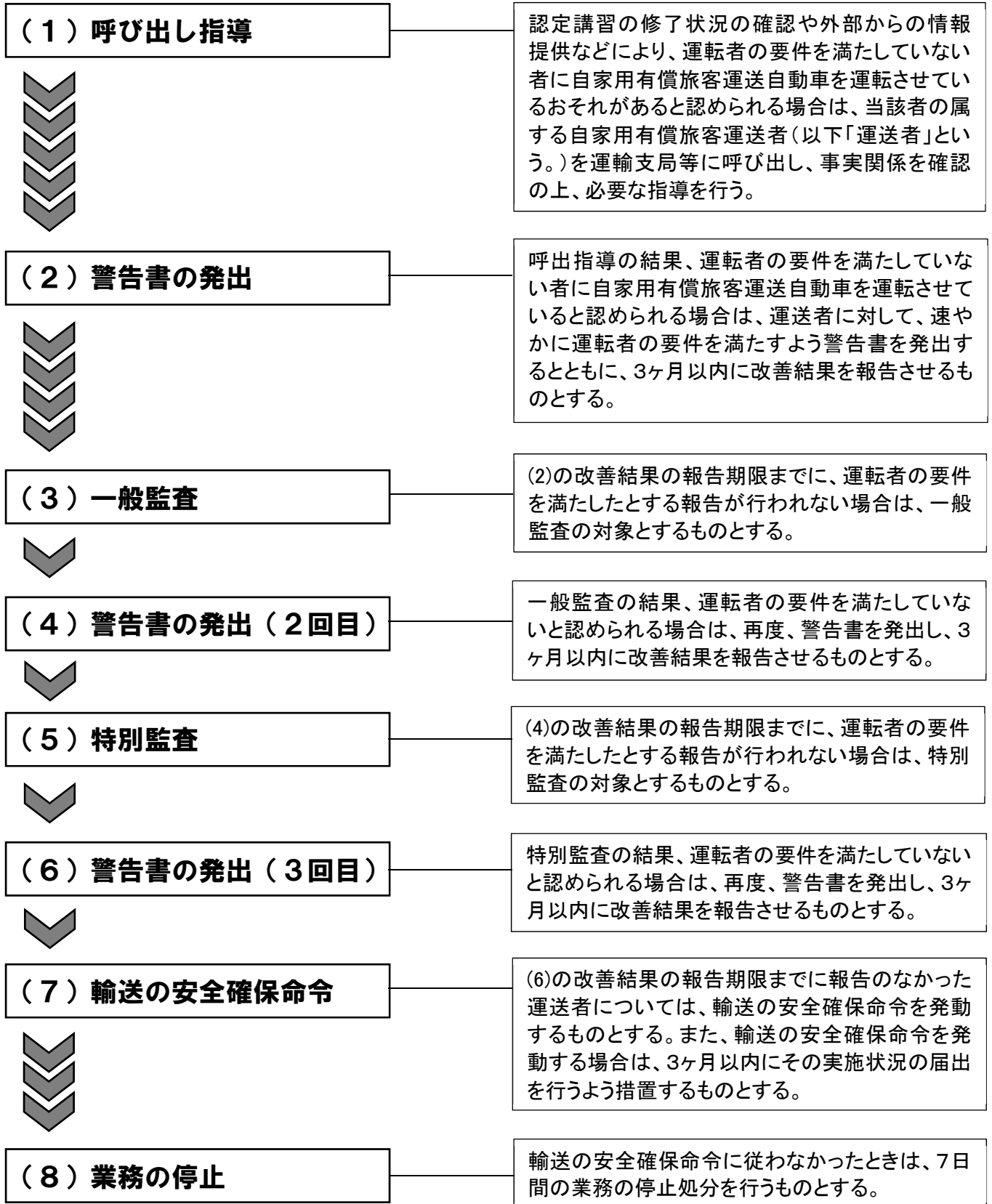


呼び出し監査の結果、運転者の要件を満たしていないと認められる場合は、再度、勧告書を発出し、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

### (5) 再監査・勧告書の発出

(4)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、呼び出し監査及び勧告書の発出を、運転者の要件について改善が図られるまで、繰り返し行うものとする。

## 79条登録の場合（福祉有償運送・市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送）



※ 業務の停止処分を受けたときは、その後に更新登録をした時の有効期間は2年になりますので、ご注意ください（道路運送法79条の5）。